

令和 5 年 10 月 3 日

浦安市告示第 123 号

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

浦安市長 内田悦嗣

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱（平成 5 年告示第 144 号）の一部を次のように改正する。

別表給食材料費補助事業の項 3 歳以上児の給食に要する経費の目毎月初日に在籍する特定第 3 子以降子どもの数の節補助基準額の欄中「平成 28 年 7 月 20 日付け府子本第 474 号内閣総理大臣通知」を「令和 5 年 7 月 31 日付けこ成事第 365 号こども家庭庁長官通知」に改め、同表要支援児保育費補助事業の項に次のように加える。

休日保育において要支援児保育を実施するために要する経費	休日保育における要支援児保育を実施するために要する経費に相当する額	休日保育において要支援児保育を実施した日につき日額 20,000 円
-----------------------------	-----------------------------------	------------------------------------

別表の備考の 1 前段中「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 II について（令和 2 年 7 月 30 日付け府子本第 761 号・2 文科初第 643 号・子発 0730 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）を「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和 5 年 6 月 7 日付けこ成保 39・5 文科初第 591 号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）に改め、同 4 ただし書中「平成 28 年 8 月 23 日付け府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）を「令和 5 年 5 月 19 日付けこ成保 38・5 文科初第 483 号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）に改め、同表の備考に次のように加える。

18 この表において「休日保育」とは、内閣府告示第 1 条第 46 号に規定する休日保育をいう。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表要支援児保育費補助事業の項の規定及び同表の備考の18の規定は、令和5年4月1日から適用する。